

報 告 書

2025年10月16日

弁護士 阿部健一

下記のとおり、経過報告をします。

宇都宮地裁 令和7年（ワ）第111号 不当条項差止等請求事件
原告 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク × 被告 株式会社ヤマウチ
第1回口頭弁論期日（WEB会議期日）（通算1回目の期日）
日時 2025年10月16日 午前11時

出席者

裁判官 本多哲哉、岡田真生、加藤潤也（第1民事部）
原告代理人 島藺佐紀、服部有、小島文恵、阿部健一
被告代理人 船橋茂紀、遠山光貴

陳述書面等 （原告）訴状 （被告）答弁書、被告第1準備書面
書証 （原告）甲1，2 写し取調べ、（被告）なし

やりとり

- ・裁判官から被告に対し、利用規約を一部改定したとのことだが、改定前の条項は有効と考えるかとの質問に対し、被告は有効であると考えていると回答した。
- ・裁判官より原告に対し未成年者との間でなされた利用規約によってその保護者に責任が生じ責任が拡張することが消費者の会員の義務を加重するとはいえるのかについて、次回までに原告の主張を補充するようにとの指示がありました。
- ・次回までに原告から準備書面を提出することとなり、期日は終了しました。

次回期日 2025年12月18日 午後1時30分（WEB会議）